

## 民法の成年年齢を18歳に引下げることについて反対をする決議

現在、選挙権を18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことに伴い、民法その他の法律における成年年齢の18歳への引き下げが検討されている。

民法は「年齢二十歳をもって、成年とする」と定めており（4条）、未成年者の法律行為は法定代理人の同意を得ない限り、原則として取消をすることができるとする「未成年者取消権」を定めている（5条1項・2項）。現行法のもとでは、20歳未満の若者が悪質商法の被害に遭い、親権者の同意無く高額な商品を購入させられたとしても未成年者取消権を行使することによる救済が可能である。また、親権者の同意が無く未成年者が消費者金融やクレジットを利用することも制限されている。

仮に民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳以上の若者については未成年者取消権が行使できなくなることになる。

若者をターゲットとした悪質なキャッチセールスやマルチ商法・恋人商法などによる消費者被害は後を絶たない。若者の多くは資力に乏しいことから、これらの悪質商法には、消費者金融やクレジットが悪用されることとなり、若者が多重債務の状態に追いやられている事案も散見される。近時は、架空請求や携帯ゲームにおける高額な課金、SNSを介したマルチ商法などインターネットに関わる様々な消費者トラブルが急増しているが、その被害者の多くは若者である。

このような消費者被害の救済の手段として大きな力を発揮してきた規定が未成年者取消権であるが、成年年齢が18歳に引き下げられることにより、未成年者取消権が行使できる対象が狭められることと

なる。言い換えると、民法の成年年齢の引き下げは、悪質商法の被害者や多重債務となる若者層の拡大に直結しているのである。社会人の出発点に立ったばかりの若者を経済的破綻に追いやってはならない。

民主主義の観点から政治に参加する権利を拡大した公職選挙法の改正と、未成年者を消費者取引上あるいは家族法上の観点から保護をする民法の成年年齢を同一に考える必要は全くない。若者をターゲットとする消費者被害が多発している現状を踏まえるならば、未成年者取消権の行使範囲を縮小する民法上の成年年齢の引き下げには強く反対である。

2015年9月12日

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

拡大幹事会 IN 金沢参加者一同